



選択的夫婦別姓制度はどうあるべきか？

高梁市議会は陳情を採択、国会に意見書を提出

令和3年6月定例会で継続審査となっていた、陳情第1号「選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情」については、7月30日、8月19日に市民生活委員会が討議が行われ、採決の結果、賛成少数により不採択となりました。

市民生活委員会での討議

市民生活委員会では、本件は社会的に注目を浴びている案件であるため、9月定例会を待つことなく研究および討議をすることとなりました。主に論点となったのは左図のとおりです。

主な論点

- 1 現行の夫婦同姓制度の合憲性及び合憲判断を下した最高裁決定の捉え方
- 2 家族の在り方や夫婦同姓制度を歴史や伝統の観点からどう捉えるか
- 3 子どもの姓や通称使用の問題点等、現行制度と選択的夫婦別姓制度のメリットとデメリット
- 4 法務省、大学、マスコミのアンケート結果や身近な市民の声も含めて、市民の意見を市議会としてどのように反映させるべきか
- 5 男女共同参画、ジェンダー平等の観点から考えるとどうか
- 6 国会が審議する案件に地方議会としてどのようにかわるべきか
- 7 他の自治体議会の状況

「進める意見書の提出について」が提案され、審議の結果賛成多数で可決となり、高梁市議会として衆議院議長と参議院議長に意見書を提出することとなりました。

決定を尊重すべき、夫婦同姓は日本の伝統であること、別姓によって子どものいじめ問題が懸念されること、議員はアンケート結果に拘束されることはなく市民の代表として判断すべきであること、通称使用がある程度行き渡っていないこと、地方議会は国会の審議に先走るべきではないこと、他の自治体の動向は必ずしも選択的夫婦別姓制度に肯定ばかりではないことなどが理由として述べられました。

委員会の採決は、賛成少数（賛成1、反対4）で不採択でした。しかし、本会議の採決は、賛成多数（賛成9、反対6、棄権1）で採択されました。



議会全議員協議会

3つの施策について報告を交わしました

令和3年8月6日に、高梁市過地域持続的発展市町村計画（案）について並びに新型コロナウイルスワクチン接種の状況について、さらに有漢工業団地の売却について執行部から報告がありました。

高梁市過疎地域持続的発展市町村計画（案）について

過疎地域持続的発展計画とは、過疎対策事業債などの財政上の特別措置を受けるために策定する必要がある、持続的発展のための基本的な計画です。市においては、令和3年4月1日に第5次となる「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、この法に基づき策定した新たな計画書（案）の報告がありました。財政上の特別措置を活用し、地域活性化等の取り組みを積極的に推進し、持続的発展の実現を目指します。

新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

新型コロナウイルスワクチン接種については、高齢者においては1回以上接種率が92・7%、2回完了が86・6%という状況であり、進行中の一般ステージの予約状況等について説明がありました。また、ワクチンについては、7月の供給量が6月と比較して半減し、8月以降もさらに減少の見通しであり、他自治体で生じているような予約受付の中断等には至ってはいませんが、高齢者ステージのようなスピードでの接種は困難であること、9月末には市民の約8割が2回の接種を終えることとなる予定だが、ワクチンの供給量等によって接種率は変化すると考えられているとの報告がありました。

有漢工業団地の売却について

有漢工業団地の売却については、愛知県名古屋市の本社を置く興和株式会社から約8千6百万円で売却の方向であることが報告されました。興和株式会社は、国内外関連企業82社に及ぶ興和グループの企業であり、印刷事業、物資事業、冷蔵倉庫事業を多角的に経営され、売上高は137億円（令和3年3月期）を計上されています。なお売却価格は、平成27年度から令和2年度までにかかった土地購入費等の実費の積算合計金額であると報告がありました。

第3回臨時議会

2議案を審議

令和3年8月16日に、有漢工業団地を売却するための財産処分に関する議案と、新型コロナウイルスワクチン接種委託料等に関する一般会計補正予算（第4号）の2議案が審議されました。今回の2議案については、有漢工業団地を売却するための財産処分に関しても、新型コロナウイルスワクチン接種に関しても、先に行われた議会全議員協議会を受けてのものであり、2議案とも全会一致で可決されました。



有漢工業団地位置図